

新幼稚園教諭養成課程における  
「保育内容の指導法（健康）」の授業内容の考察  
— 「領域（健康）」の授業内容との連携の視点から—

Consideration of lesson content of “Teaching Methods of Childcare Content (health)”  
in the new kindergarten teacher training course  
- From the perspective of aligning with “Area of Health” lesson

西村 美佳

Mika NISHIMURA

大金 朱音

Akane OHGANE

**Abstract**

The purpose of this study is to consider the connection between a syllabus of a course titled “Teaching Methods of Childcare Content (health)” and how it connects to on-site training and childcare / early childhood education after graduation, with a view to linking subjects related to “specialized matters in the field” and “teaching methods for childcare content” in the field “Health”. First, the achievement goals and lesson content presented in the subjects of “Model Curriculum” developed by the “Study Group for Childcare Teacher Training Courses” (an organization entrusted by the Japanese Ministry of Education to create a framework) and “Standards for Designation and Operation of Designated Nursery Teacher Training Facilities” were adapted into the syllabus. In addition, a lesson plan (syllabus) for “Teaching Content of Childcare (health)” was created based on the synchronizing content with “Area of Health”, which is a subject corresponding to “specialized matters related to the field” required by this reorganization.

Key words: 幼稚園教諭養成課程, 保育内容の指導法（健康）, シラバス, モデルカリキュラム

## 1. はじめに

2015（平成27）年12月に出された中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」においては、これからの教員に求められる資質能力として、①教員として不易とされる資質能力、②新たな課題に対応できる力、③組織的・協働的に諸問題を解決する力の3つの視点から、より充実した教員養成のあり方が提言されることとなった。この答申を受けて、2016（平成28）年11月に教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の一部が改正された。この改正は、大学の創意工夫により質の高い教職課程の編成や新たな学校教育の課題への対応を期待したものである。そして、2017（平成29）年10月には、各大学が新たな教職課程の編成をする際の指針となる「教職課程コアカリキュラム」が策定された。

このような中で、幼稚園教諭養成課程におけるカリキュラムは「教職コアカリキュラム」を指針として、見直しが必要とされることとなった。幼稚園教諭養成課程の改編の要点は、免許状の取得要件が「教科」から「領域」に変更になり、小学校の教科に沿った内容ではなく幼児教育の5領域に特化した専門性の高い学修が求められるようになったこと、また従来の教育課程には存在しなかった「領域及び保育内容の指導法に関する科目」という括りが設けられ、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の授業内容の密接な連関が求められるようになったことである。すなわち、5領域の「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を担当する教員には、それぞれの学問分野の専門性を活かしつつ、「幼児」、「幼児期の教育」の視点を共有し連携して授業実施を行っていくことによ

り、より高い実践力・指導力のある保育者養成が求められるようになったと言える。

また、幼稚園教諭養成課程に関わる「領域に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」の科目については、保育士養成においても修得が必要不可欠となる内容を含む。そのため、「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」科目には、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方に関わる科目として、共通開設が可能となる授業内容が求められる。

以上のような幼稚園教諭養成課程改編の背景と、保育士養成科目の両立の課題から、保育者養成校において、より高い実践力・指導力のある保育者養成を目的とした「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」の連携を探ることは今後常に求められることであろう。そこで、本研究では、特に領域「健康」において、「領域に関する専門的事項」に関わる科目と、「保育内容の指導法」の連携を視座に据え、現場実習や卒業後の保育・幼児教育の実践へつなげることができる「保育内容の指導法（健康）」の授業計画（シラバス）を検討することを目的とする。

## 2. 幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程における共通開設科目として設置するための要件

先に述べたように、幼稚園教諭養成課程は「教職課程認定基準」の要件と「教職課程コアカリキュラム」の要件を満たすことで認定される。一方、保育士養成課程は、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」）において、「児童福祉法施行第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」と「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の要件を満たすことで認定される。幼稚園教諭養成課程と保

育士養成課程の共通開設科目とするためには、「教職課程コアカリキュラム」と「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の両方を踏まえてシラバスを作成する必要がある。金城学院大学では、「保育内容の指導法（健康）」は「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に示されている教科目のうち、「保育内容演習」（演習・5単位）の対象科目

となっている。

まず、教職コアカリキュラムにおける「保育内容の指導法（健康）」のモデルカリキュラムは表1に示す。また、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」において示されている「保育内容演習」の教科目の目標と内容については表2に示す。

表1. 教職コアカリキュラムにおける「保育内容の指導法（健康）」のモデルカリキュラム

① 保育内容「健康」の指導法（2単位）

全体目標：	領域「健康」は、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う」ことを目指すものである。幼稚園教育において育みたい資質能力について理解し、幼稚園教育要領に示された領域「健康」のねらい及び内容について背景にある専門領域と関連させて理解を深め、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。
(1) 領域「健康」のねらい及び内容	
一般目標：	幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、領域「健康」のねらい及び内容を理解する。
到達目標：	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、領域「健康」のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。</li> <li>2) 領域「健康」のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。</li> <li>3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。</li> <li>4) 領域「健康」において幼児が経験し身に付けていく内容の関連性及び小学校の教科等とのつながりを理解している。</li> </ol>
(2) 領域「健康」の指導方法及び保育の構想	
一般目標：	幼児の発達や学びの過程を理解し、領域「健康」に関わる具体的な指導場면을想定した保育を構想する方法を身に付ける。
到達目標：	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 幼児の心情、認識、思考及び動き等を視野に入れた保育構想の重要性を理解している。</li> <li>2) 領域「健康」の特性及び幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育構想に活用することができる。</li> <li>3) 指導案の構造を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。</li> <li>4) 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。</li> <li>5) 領域「健康」の特性に応じた現代的課題や保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。</li> </ol>
[留意事項]	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 具体的な指導場面における教師の関わり方に関しては、映像資料等を活用するなどし、心理学等の知見に基づき幼児の動機づけや意欲などを考慮した指導の在り方が理解できるようにする。</li> <li>2) 心身の健康（基本的な生活習慣、病気の予防、安全についての構え等）、防災を含む安全、食育、また運動発達については、小学校との接続及び小学校以降における指導計画や指導を考慮して理解できるようにする。</li> <li>3) 領域「健康」の背景となる学問的基盤及び幼児教育に関わる専門性を有する人材が担当するにふさわしい。</li> </ol>

表2. 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」（2019年）において「保育内容演習」に示されている教科目の目標と内容

【保育の内容・方法に関する科目】
<教科目名> 保育内容演習（演習・5単位）
<目標>
1. 養護及び教育に関わる保育の内容が、それぞれに関連性を持つことを理解し、総合的に保育を展開していくための知識・技術・判断力を習得する。
2. 子どもの発達を、保育所保育指針における乳児保育の3つの視点（「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」と、1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育のそれぞれ5つの領域（「健康・人間関係・環境・言葉・表現」）を通して捉え、子どもに対する理解を深めながら、保育の内容について具体的に理解する。
3. 上記2に示した保育の内容の視点及び領域を踏まえて、子どもが生活や遊びにおいて体験していることを捉えるとともに、保育に当たって保育士が留意、配慮すべき事項を理解する。
4. 子どもの発達過程に即して具体的な保育場面を想定しながら、環境の構成、教材や遊具等の活用と工夫、保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）の実際について理解する。
<内容>
以下の視点から、保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え、保育を展開していくための方法や技術、子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて、具体的に学ぶ。
1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである「養護」
①子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、快適に過ごすための生活援助 ②子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助や関わり
2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」
(1) 保育所保育指針に示す乳児保育における3つの視点
①「健やかに伸び伸びと育つ」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う） ②「身近な人と気持ちを通じ合う」（受容的・応答な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人の信頼関係下で、人と関わる力の基盤を培う） ③「身近なものに関わり感性が育つ」（身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考え表現する力の基盤を培う）
(2) 保育所指針に示す1歳以上3歳未満児及びの保育におけるそれぞれ5つの領域
①「健康」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う） ②「人間関係」（他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人と関わる力を養う） ③「環境」（周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う） ④「言葉」（経験したことや考えなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聴こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う） ⑤「表現」（感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする）

以上の表1, 表2を比較・検討すると, 教職コアカリキュラムの「保育内容の指導法(健康)」と保育士資格に必要となる教科目「保育内容演習」の両方に示されている目標が見えてくる。すなわち両者に示されている目標を統合すると, 幼稚園教育要領, また保育所保育指針に示された領域「健康」のねらい及び内容について, その背景にある専門領域と関連させて理解を深めるとともに, 子どもの発達過程に即して具体的な指導場面・保育場面を想定しながら保育を構想する方法を身に付けることが, 「保育内容の指導法(健康)」の目標として据えなければならないことがわかる。保育を構想する方法とは, すなわち, 環境の構成や教材・遊具の活用と工夫・保育の課程(計画・実践・記録・省察・評価・改善)の実際を具体的に理解することである。

次に, 上記の目標のもと, 授業内容として挙げられている点を検討したい。まず表1の「保育内容の指導法(健康)」のモデルカリキュラムにおいては, 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ, 領域「健康」のねらい及び内容を理解することが第一の授業内容の柱として示されている。また, 第二の授業内容の柱としては, 幼児の発達や学びの過程を理解し, 領域「健康」に関わる具体的な指導場面を想定した保育を構想する方法を身に付けることが示される。一方, 表2の保育士資格に関わる「保育内容演習」という教科目においては, 「養護と教育」が一体的に展開されることを基本とし, 乳児保育の視点もベースに置いて, 「保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え, 保育を展開していくための方法や技術, 子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて, 具体的に学ぶ」とある。すなわち, 両者に共通していることは, 「保育内容の指導法(健康)」に

おいては領域「健康」の視点から, 幼稚園教育要領・保育所保育指針に示されている「ねらい」や「内容」を具体的な指導場面・保育場面とのつながりにおいて理解を深めること, さらに領域「健康」に関わる具体的な指導場面・保育場面を想定して, 指導案や保育計画の立案と模擬保育の実施まで授業内容に含み込むことが求められていることがわかる。

### 3. 領域「健康」の指導に関わる科目「領域(健康)」との関連性を踏まえた「保育内容指導法(健康)」のシラバスのあり方

上述してきたように, 「領域に関する専門的事項」としては, 幼児を取り巻く社会状況や教育的課題を踏まえた上で, 5つの領域の指導に必要な基礎的知識・基礎的技能の修得を目指す内容が求められる。また, 「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」では, 幼稚園教育要領や認定こども園教育・保育要領(平成29年3月改訂), 保育所保育指針(平成30年3月改定)の5領域を踏まえ, 具体的な保育場面を想定して, 保育実践力を身に付けることが目指されている。すなわち, 「保育内容の指導法(健康)」は, 「領域(健康)」の授業において修得した領域「健康」の基礎的な知識や技能をベースとして, より具体的な保育場面を想定した保育実践力の養成を目的とする科目として位置づけられる。この観点から, 「領域に関する専門的事項」にあたる科目と, 「保育内容の指導法」にあたる科目の授業内容には, 連続性・接続性が求められる一方で, 授業内容の一定の住み分けを行うことも求められる。それにより, 基礎的知識・技能から実践力・指導力の修得へと, 受講者がスムーズに学修を進めることが可能となると考えられるからである。

続いて表3に, 「領域に関する専門的事項」にあたる科目である新科目「領域(健康)」

表3. 新科目「領域（健康）」の到達目標とシラバス

科目名	領域（健康）	単位数	1	コマ数	15
授業概要	この授業では保育・幼児教育の領域「健康」の指導に関する専門的事項についての知識（乳幼児の心身およびの運動機能の発達、基本的な生活習慣、安全な生活など）を習得するとともに、安全で効果的な支援を生み出す力をつける。				
到達目標	(あ) 乳幼児期の健康課題と健康の発達の意味を理解する。 (い) 乳幼児期の体の諸機能の発達と生活習慣の形成を理解する。 (う) 乳幼児期の安全な生活と怪我や病気の予防を理解する。 (え) 乳幼児期の運動発達の特徴を理解し、運動遊びの展開に必要な知識を学ぶ。				
授業計画					到達目標
1回目	子どもにとって「健康」とは何か (1)「健康」とは (2) 子どもにとって「健康」とは (3) 幼稚園教育要領、保育所保育指針における「健康」領域の内容 小学校教育学習指導要領 体育編における運動領域、保健領域とのつながり				領域の(1)-2 領域の(2)-2 領域の(3)-1 指導法の(1)-1 指導法の(1)-2 指導法の(1)-4
2回目	乳幼児期の身体の発育 (1) 身長、体重 (2) 体格 (3) 身体組成 (4) 骨・関節 (5) 生理機能				領域の(2)-1
3回目	身体発育の現代的課題 (1) 小児肥満の予防 (2) 小児メタボリックシンドロームの予防				領域の(3)-1 領域の(3)-2
4回目	乳児期の運動機能の発達（0-6カ月）、モータースケール 乳児期の運動機能の発達（7か月以降）、手指運動と移動運動の発達				領域の(4)-1
5回目	幼児期の運動機能の発達 (1) 幼児期に獲得される基本動作とは、様々な運動を経験することの意義 (2) スキャモンの発育曲線と働きかけの適時性、ゴールデンエイジとは				領域の(4)-1 領域の(4)-2 領域の(4)-3
6回目	子どもにはなぜ運動が必要か-幼児期運動指針を理解する- (1) 幼児期における運動の意義 (2) 幼児期の運動の在り方				領域の(4)-1 領域の(4)-2 領域の(4)-3
7回目	子どもの体力、運動能力の現代的課題と保育者の役割				領域の(1)-1 指導法の(2)-5
8回目	運動の指導のポイント (1) 運動量を確保する工夫 (2) 運動強度を確保する工夫 (3) 運動の質を高める工夫 (4) 障がいのある子への指導 (5) 動機づけ 「自らやってみる」「やっていることを楽しむ」ことの意義				領域の(4)-3 指導法の(2)-1
9回目	幼児運動能力測定の体験				領域の(4)-1 指導法の(2)-2
10回目	乳幼児の生活習慣の形成-子どもの生活習慣の現状と課題、生活リズムについて-				領域の(2)-2
11回目	乳幼児の生活習慣の形成-食習慣について-				領域の(2)-2
12回目	乳幼児の生活習慣の形成-排泄・清潔の習慣について-				領域の(2)-2
13回目	乳幼児の生活習慣の形成-着脱衣の習慣について-				領域の(2)-2
14回目	安全管理と教育 -運動遊びや生活における事故の実態と事故予防の配慮・指導のポイント-				領域の(3)-1 領域の(3)-2 領域の(3)-3
15回目	総仕上げ				領域の(1)(2)(3)

の到達目標とシラバスを示す。  
表3「領域（健康）」の到達目標としては、乳幼児期の健康課題と発達の意味の理解、乳幼児期の体の諸機能の発達と生活習慣の形成の理解、乳幼児期の安全な生活と怪我や病気の予防の理解、乳幼児期の運動発達の特徴の理解と運動遊びの展開に必要な知識の修得の4点が挙げられている。すなわち、これらは教職コアカリキュラムに示されているように、領域「健康」において必要となる、基礎的な知識・技能の修得が目標となっている。「領域（健康）」で受講者が修得した領域「健康」に関する基礎的な知識・技能をもとにし

て、「保育内容の指導法（健康）」においては、更に具体的な保育場面を想定した実践力・指導力へとつながっていくような到達目標と授業計画の設定が求められる。このように「領域（健康）」との連続性、及び、表1で示した教職コアカリキュラムにおける「保育内容の指導法（健康）」、さらには表2に示した「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」における「保育内容演習」という教科目の目標・内容をも内包する「保育内容の指導法（健康）」の授業計画（シラバス）として、表4の通り検討した。

表4. 新科目「保育内容の指導法（健康）」の到達目標とシラバス

科目名	保育内容の指導法（健康）	単位数	2	コマ数	15
授業概要	この授業では、保育・幼児教育の領域「健康」において、修得した基礎的な知識（乳幼児の心身および運動機能の発達、基本的な生活習慣、安全な生活など）を踏まえて、園における具体的な指導場面を想定して、指導計画の立案、模擬保育と振り返りを通じて、保育を構想する力と保育を改善する視点を身に付ける。				
到達目標	(あ) 幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に示された幼稚園教育、保育所保育の基本を踏まえ、領域「健康」のねらい及び内容を理解する。 (い) 乳幼児期の心身の発達状況と発達課題を理解し、園における運動遊びや生活習慣形成の実際や教師・保育士の関わり方について、情報機器や映像資料等も参考にしながら、具体的に理解する。 (う) 領域「健康」における指導案の作成と模擬保育、振り返りを行い、保育を構想する力と改善する視点を身に付ける。 (え) 園における事故事例から、安全管理の方法と安全教育に関わる指導法を学ぶ。				
授業計画					
1回目	乳幼児の「健康」の現状と課題 - 養護と教育の両面から心身の健康を支える保育・教育 -				
2回目	幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針における領域「健康」のねらいと内容 - 小学校との連携も視野に入れて -				
3回目	乳児・1歳以上3歳未満児で経験する運動遊びの実際 (1) あやし遊び (2) リズム・わらべうた遊び				
4回目	幼児期に経験する運動遊びの実際 (1) 色々な集団遊び（鬼ごっこ、伝承遊び）(2) リズム・表現遊び				
5回目	幼児の運動遊びの指導案の作成 - 楽しく、安全に体を動かす遊びの指導案作成のポイント -				
6回目	幼児の運動遊びの指導案に基づいた模擬保育1 - 意欲を引き出す保育者の言葉かけ・関わりや環境構成を考えよう -				
7回目	幼児の運動遊びの指導案に基づいた模擬保育2 - 意欲を引き出す保育者の言葉かけ・関わりや環境構成を考えよう -				
8回目	幼児期の運動遊びの模擬保育を振り返って - 指導案・模擬保育における自己課題の発見と改善 -				
9回目	園における乳幼児期の生活習慣形成の実際 - 食事、排泄、清潔、病気予防の習慣形成について -				
10回目	乳幼児期の生活習慣形成に関わる指導案の作成 - 楽しく意欲的に生活習慣を身に付けることができるように -				
11回目	乳幼児期の生活習慣形成に関わる指導案に基づいた模擬保育1 - 食事の習慣形成 -				
12回目	乳幼児期の生活習慣形成に関わる指導案に基づいた模擬保育2 - 排泄、清潔、病気予防の習慣形成 -				
13回目	乳幼児期の生活習慣形成に関わる模擬保育を振り返って - 指導案・模擬保育における自己課題の発見と改善 -				
14回目	園における事故事例と園における安全管理・安全教育 - ヒヤリハットの共有、避難訓練、安全教育の実際 -				
15回目	総仕上げ - 子どもが主体的に健康・安全な生活を作り出す力を育むことができる指導のあり方 -				

以上のように「保育内容の指導法（健康）」の授業では、「領域（健康）」でインプットした専門的な知識・技能を、受講生自身が「保育者」としてアウトプットする機会を多く作ることを第一の目標とした。すなわち受講生は、運動遊びと生活習慣形成といった、領域「健康」における2つの柱とも言える保育内容に関わる指導案作成や模擬保育の実施を行う。指導案作成においては、子どもの発達の理解を踏まえて、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいて、子どもに身に付けてほしい「ねらい」を立てる。そして、「ねらい」を達成することができる保育内容の検討を行う。具体的には、子どもが楽しく運動遊びをしたり、主体的に生活習慣を身に付けられるような指導法の模索や工夫を思考し、模擬保育において実践していくこととなる。その過程では、ICT活用による情報収集、音楽・絵本などの教材研究、子どもの興味・関心を引き出す環境設定の一環としての道具などの製作、子どもへの言葉がけの方法や表現力、自身の立ち位置などの工夫をすることが必要となる。さらに、指導案作成や模擬保育の実施においては、受講生同士の連携や協力、他の受講生の保育を「見る」機会を得るとともに、子ども心に立ちかえって「保育を受ける」側の気持ちを実感する機会をも得ることで、自身の保育を省察する機会にもなる。これらは、全て受講生相互の主体的・対話的な学びも期待できると考えられる。

#### 4. まとめ

本研究では、領域「健康」において、「領域に関する専門的事項」に関わる科目である「領域（健康）」と「保育内容の指導法（健康）」の連携を視座に据え、現場実習や卒業後の保育・幼児教育の実践へつなげることができる「保育内容の指導法（健康）」の授業計画（シ

ラバス）の検討を目的とした。まず、教職課程コアカリキュラムの到達目標や授業内容を指針として、教職課程改正の趣旨をシラバスに反映させるとともに、この度の教職課程改正で求められている「領域に関する専門的事項」にあたる科目である「領域（健康）」との連携も考慮した。さらに「保育士課程を構成する各教科目の目標及び教授内容」の規定および目標と内容を反映させることで、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の要件を満たし、保育士養成課程の共通開設科目とすることも意識した。以上の3つの条件を充足するように設計したシラバス（表4）は、領域「健康」の基礎的な知識・技能を踏まえて、保育現場を想定した指導計画の作成や模擬保育実施を主たる内容とすることにより、受講生が専門的な知識・技能を、保育における実践力・指導力へ主体的につなげていくことが期待できる。

今後の課題としては、領域「健康」に関わる授業内容が、保育士養成に関わる教科目である「乳児保育」や「子どもの健康と安全」とも関連する内容を含んでいること、また、保育内容の5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）は本来総合的に展開されるものであることを踏まえ、これら関連科目との授業内容の情報共有を行い、それぞれの科目で共通する部分と異なる部分を科目担当者間で共通認識するとともに、それを受講生に明確に提示していくことが必要であると考えられる。それにより、受講生が、効果的かつ計画的にそれぞれの科目における主目的を認識し、主体的・意欲的に授業に取り組みやすくなるとともに、大学教育から現場実践へのつながりを意識した体系的な学修を積み重ねていくことが期待できると考えられるからである。



**参考文献・URL**

- 1) 保育教諭養成課程研究会 HP, 幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について. (平成30年5月18日公表), <http://www.youseikatei.com/pdf/20180520.pdf>
- 2) 文部科学省HP, 幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究. (平成29年3月公表), [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1385790.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm) (確認2021/09/22)
- 3) 一般社団法人保育教諭養成課程研究会 (編) 『幼稚園教諭養成課程をどう編成するか～モデルカリキュラムに基づく提案～』 萌文書林, 2017
- 4) 厚生労働省HP, 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準. (平成30年4月27日公表), [https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/index.html/material4.pdf](https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/index.html/material4.pdf)